

議案第 3 2 号

山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例
山陽小野田市県収入証紙購入基金条例（平成 2 3 年山陽小野田市条例第 2 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（財産の帰属）

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の山陽小野田
市県収入証紙購入基金条例に基づく基金に属していた現金、有価証券その他
の財産は、この条例の施行の日において、一般会計に属するものとする。